閲　覧　用

令和８年第３回（９月）定例会

鰺ヶ沢町　議会会議録

令和８年　９月　７日　開会

令和８年　９月１１日　閉会

鰺ヶ沢町議会

令和８年第３回鰺ヶ沢町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月７日）

議事日程 ・・・

・議案第 77 号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定について
・議案第 78 号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 79 号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 80 号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 81 号　鰺ヶ沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 82 号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 83 号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 84 号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算（第３号）
・議案第 85 号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 86 号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 87 号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 88 号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 89 号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
・議案第 90 号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 91 号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 92 号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 93 号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 94 号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 95 号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 96 号　令和８年度鰺ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第 97 号　令和８年度鰺ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第 98 号　工事請負契約の締結について
・議案第 99 号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定について
・諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
・諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
・報告第８号　令和７年度鰺ヶ沢町健全化判断比率について
・報告第９号　令和７年度鰺ヶ沢町公営企業資金不足比率について

議案第61号～議案第99号、諮問第２号及び諮問第３号、報告第８号及び報告第９号に対する提案理由の説明 ・・・

・議案第 62 号　令和７年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 63 号　令和７年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 64 号　令和７年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 65 号　令和７年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 66 号　令和７年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
・議案第 67 号　令和７年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 68 号　令和７年度北浮田財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 69 号　令和７年度長平財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 70 号　令和７年度浜横沢財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 71 号　令和７年度中村財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 72 号　令和７年度舞戸財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 73 号　令和７年度鰺ヶ沢町水道事業会計決算
・議案第 74 号　令和７年度鰺ヶ沢町下水道事業会計決算
・議案第 75 号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電地域振興基金条例の制定について
・議案第 76 号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について
・議案第 77 号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定について
・議案第 78 号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 79 号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 80 号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 81 号　鰺ヶ沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 82 号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 83 号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 84 号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算（第３号）
・議案第 85 号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 86 号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 87 号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 88 号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

・議案第89号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
・議案第90号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第91号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第92号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第93号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第94号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第95号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第96号　令和８年度鰺ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第97号　令和８年度鰺ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第98号　工事請負契約の締結について
・議案第99号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定について
・諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
・諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
・報告第８号　令和７年度鰺ヶ沢町健全化判断比率について
・報告第９号　令和７年度鰺ヶ沢町公営企業資金不足比率について
各常任委員会及び決算特別委員会に対する議案審査付託 …… ６４
散会の宣告 …… ６４

第　４　号　（９月１１日）

議事日程 …… ６６
出席議員 …… ６７
欠席議員 …… ６７
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ６７
職務のため議場に出席した者の職氏名 …… ６８
開議の宣告 …… ６９
議事日程の報告 …… ６９
決算特別委員長の議案審査結果報告 …… ６９
総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑 …… ７０
産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑 …… ７１
討論、採決 …… ７３
・議案第61号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算

・議案第 62 号　令和７年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 63 号　令和７年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 64 号　令和７年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 65 号　令和７年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 66 号　令和７年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
・議案第 67 号　令和７年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計歳入歳出決算
・議案第 68 号　令和７年度北浮田財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 69 号　令和７年度長平財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 70 号　令和７年度浜横沢財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 71 号　令和７年度中村財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 72 号　令和７年度舞戸財産区特別会計歳入歳出決算
・議案第 73 号　令和７年度鰺ヶ沢町水道事業会計決算
・議案第 74 号　令和７年度鰺ヶ沢町下水道事業会計決算
・議案第 75 号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電地域振興基金条例の制定について
・議案第 76 号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について
・議案第 77 号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定について
・議案第 78 号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 79 号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 80 号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 81 号　鰺ヶ沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 82 号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 83 号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第 84 号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算（第３号）
・議案第 85 号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 86 号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 87 号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 88 号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

・議案第 89 号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
・議案第 90 号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）
・議案第 91 号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 92 号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 93 号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 94 号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 95 号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）
・議案第 96 号　令和８年度鰺ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第 97 号　令和８年度鰺ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）
・議案第 98 号　工事請負契約の締結について
・議案第 99 号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定について
・諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
・諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議員派遣の件　……８１
閉会の宣告　……８２

第　１　号　　令和８年９月７日

令 和 ８ 年 鰺 ヶ 沢 町 議 会 第 ３ 回 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （ 第 １ 号 ）

令和８年９月７日（月曜日）午前１０時開議

本 会 議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　諸般の報告

日程第４　鰺ヶ沢町議会改革特別委員会委員の選任について

日程第５　西海岸衛生処理組合議会議員の選任について

日程第６　議案等の一括上程

議案第６１号から議案第９９号……３９件

諮問第２号及び諮問第３号……２件

報告第８号及び報告第９号……２件

日程第７　上程議案等の提案理由説明

日程第８　令和７年度決算審査・健全化判断比率審査・資金不足比率審査の報告

日程第９　決算特別委員会設置の件（令和７年度一般会計歳入歳出決算）

散　　会

○出席議員（１０名）

１番	菊谷尚久君	２番	木村光義君
３番	佐藤昭司君	４番	佐藤　薫君
６番	菊谷忠光君	７番	東條一彦君
８番	今　勝義君	９番	神　孝君
１０番	齋藤孝夫君	１１番	須藤　一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長		平田	衛　君
副町長		加藤	隆之　君
教育長		阿彦	正弘　君
総務課長		神	広丈　君
企画観光課長		神	哲也　君
総合窓口課長兼会計管理者		中井	純一　君
ほけん福祉課長		千島	裕治　君
農林水産課長兼農業委員会事務局長		碇谷	秀雄　君
建設水道課長		新保	英樹　君
教育みらい課長		木村	公紀　君
病院事務長		田村	光春　君
鰺ヶ沢地区消防事務組合消防長		豊澤	恭嗣　君
総務課総務班長		岩谷	美智也　君
選挙管理委員会職務代理者		水口	清治　君
農業委員会会長		木村	賢一　君
代表監査委員		増田	晶夫　君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	長内　吉昭
〃　次長	古舘　裕香子
〃　事務員	鎌田　静香

◎開会及び開議の宣告

○議長（須藤一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

会議の前に１点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

これより令和８年鰺ヶ沢町議会第３回定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君）　ただちに会議を開きます。

会議は、議事日程第１号により行います。

◎会期の日程

○議長（須藤一君）　日程第１。会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から９月11日までの５日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月11日までの５日間と決定いたしました。

なお、会期日程は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤一君）　日程第２。本定例会の会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、10番　斉藤孝夫議員、１番　菊谷尚久議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（須藤一君）　日程第３。諸般の報告をいたします。

報告第１。本議会に町長より、議案第61号から議案第99号まで、諮問第２号及び諮問第３号、報告第８号及び報告第９号の、以上43件が提出されております。

報告第２。説明のため、町長、教育委員会教育長、代表監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長の出席を求めております。

なお、企画観光課から「令和７年度主要な施策の成果を説明する書類」、教育委員会から「令和８年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」を配布しておりますので、議会活動の参考にしてください。

その他、議会活動報告については、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

◎議会改革特別委員会委員の選任

○議長（須藤一君）　日程第４。鰺ヶ沢町議会改革特別委員会委員の選任を行います。

私は、令和６年第２回定例会において、鰺ヶ沢町議会改革特別委員会の委員に指名され、職務を遂行してまいりましたが、令和８年第２回定例会において、議長に就任したため、今後は委員会のオブザーバーに就くことになりました。

このため、委員定数５名に対し、１名が欠員となります。

○議長（須藤一君）　ここでお諮りします。

欠けた委員１名の選任について、鰺ヶ沢町議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、鰺ヶ沢町議会改革特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

鰺ヶ沢町議会改革特別委員会委員に、菊谷尚久議員を指名いたします。

○議長（須藤一君）　お諮りします。

ただいま指名いたしました菊谷尚久議員を、議会改革特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員に菊谷尚久議員が選任されました。

◎西海岸衛生処理組合議会議員の選任

○議長（須藤一君）　日程第５。西海岸衛生処理組合議会議員の選任を行います。

私は、令和６年第２回臨時会において西海岸衛生処理組合議会議員に選任され職務を遂行してまいりましたが、令和８年第２回定例会において議長に就任したことに伴い、令和８年７月22日付で西海岸衛生処理組合議会議長に辞職願を提出し、同日に許可されております。そのため現在、西海岸衛生処理組合議会議員が１名欠けております。

ここでお諮りします。

現在欠けている１名の西海岸衛生処理組合議会議員について、ただちに選挙で選出したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、西海岸衛生処理組合議会議員の選挙をただちに行うことに決定いたしました。

これより、西海岸衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

西海岸衛生処理組合議会議員には、齋藤孝夫議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、齋藤孝夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齋藤孝夫議員が西海岸衛生処理組合議会議員に当選されました。

◎議案第61号～議案第99号、諮問第２号及び諮問第３号、報告第８号及び報告第９号の一括上程

○議長（須藤一君）　日程第６。議案第61号から議案第99号まで、諮問第２号及び諮問第３号、報告第８号及び報告第９号の、以上43件を一括上程いたします。

◎議案第61号～議案第99号、諮問第２号及び諮問第３号、報告第８号及び報告第９号の提案理由の説明

○議長（須藤一君）　日程第７。上程議案等に対する提案理由の説明を求めます。

平田衛町長。

〔町長　平田衛君　登壇〕

○町長（平田衛君）　皆さんおはようございます。本日ここに、令和８年鰺ヶ沢町議会第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共にご多用中にもかかわらず応招くださり、心から感謝申し上げます。

提案理由の説明の前に、９月２日から３日にかけての豪雨災害について申し上げます。

始めに、この度の災害により被災されたすべての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度の豪雨は、９月２日、東北地方に停滞した前線や湿った空気の影響により線状降水帯が発生し、午前３時 20 分には記録的短時間大雨情報が発表され、１時間に 90 ミリの雨量を観測。また、翌９月３日までの総雨量は統計史上最高の 326.５ミリに達するなど、猛烈な大雨に見舞われました。

この大雨による被害は町内全域に及んでおり、小規模河川の氾濫による住宅等の床上、床下浸水被害をはじめ、土砂崩れや決壊等による道路被害、また、農地や農道、林道等へも被害が広がっています。

町では、当日午前３時 30 分に「鰺ヶ沢町災害警戒本部」を設置、午前６時には「災害対策本部」に切り替え、町内の被害状況の全容把握を急ぐ一方、町民の皆様の安全確保と一日も早い生活再建のため、全庁を挙げて被災者支援及び応急対策に全力で取り組んでいるところであります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第 61 号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額 87 億 5293 万 146 円、歳出総額 83 億 2060 万 3248 円で、歳入歳出差引額が４億 3232 万 6898 円となり、令和８年度に繰り越すべき財源３億 1364 万 8000 円を控除した残りの額、１億 1867 万 8898 円が実質収支額となりました。

このうち、6000 万円を財政調整基金に積立て、残り 5867 万 8898 円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第62号　令和７年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額13億888万9508円、歳出総額12億2392万4850円で、歳入歳出差引額が8496万4658円となりました。

このうち、4300万円を財政調整基金に積立て、残り4196万4658円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第63号　令和７年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額552万147円、歳出総額328万6028円で、歳入歳出差引額223万4119円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第64号　令和７年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額54万2727円、歳出総額１万6643円で、歳入歳出差引額52万6084円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第65号　令和７年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額15億7108万9083円、歳出総額15億2154万4354円で、歳入歳出差引額が4954万4729円となりました。

このうち、2500万円を財政調整基金に積立て、残り2454万4729円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第66号　令和７年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額１億7564万8609円、歳出総額１億7372万3262円で、歳入歳出差引額192万5347円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第67号　令和７年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額5164万5393円、歳出総額4350万9898円で、歳入歳出差引額813万5495円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第68号　令和７年度北浮田財産区特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額72万7172円、歳出総額28万2293円で、歳入歳出差引額が44万4879円となりました。

このうち、22万3000円を財政調整基金に積立て、残り22万1879円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第69号　令和７年度長平財産区特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額39万8295円、歳出総額８万3675円で、歳入歳出差引額が31万4620円となりました。

このうち、15万8000円を財政調整基金に積立て、残り15万6620円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第70号　令和７年度浜横沢財産区特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額27万4678円、歳出総額12万6793円で、歳入歳出差引額が14万7885円となりました。

このうち、７万5000円を財政調整基金に積立て、残り７万2885円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第71号　令和７年度中村財産区特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額54万5378円、歳出総額15万3804円で、歳入歳出差引額が39万1574円となりました。

このうち、19万6000円を財政調整基金に積立て、残り19万5574円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第72号　令和７年度舞戸財産区特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算の内容といたしましては、歳入総額117万974円、歳出総額75万2753円で、歳入歳出差引額が41万8221円となりました。

このうち、21万円を財政調整基金に積立て、残り20万8221円を令和８年度に繰り越すものであります。

議案第73号　令和７年度鰺ヶ沢町水道事業会計決算について申し上げます。

はじめに、収益的収支では、収入が２億5122万308円、支出が２億4133万7208円となり、その結果、当年度純利益は、988万3100円となりました。これは税抜きの数値であります。

次に資本的収支では、収入が4001万8000円、支出が１億5279万8545円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、１億1278万545円は、過年度分消

費税及び地方消費税資本的収支調整額1424万8829円、当年度分損益勘定留保資金8023万5644円及び繰越利益剰余金処分額1829万6072円で補填するものであります。なお、こちらは税込みの数値となっております。

議案第74号　令和７年度鰺ヶ沢町下水道事業会計決算について申し上げます。はじめに、収益的収支では、収入が４億3440万9747円、支出が２億8323万5248円となり、その結果、当年度純利益は、１億5117万4499円となりました。これは税抜きの数値であります。

次に資本的収支では、収入が４億2718万2319円、支出が５億7948万9649円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、１億5230万7330円は、過年度分損益勘定留保資金１億5009万3455円、当年度分損益勘定留保資金221万3875円で補填するものであります。なお、こちらは税込みの数値となっております。

議案第75号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電地域振興基金条例の制定について申し上げます。

本議案は、洋上風力発電事業者から地域や漁業との共存共栄を目指し実施する地域振興策として「地域共生基金」への出捐が開始されることに伴い、当該寄附金を受け入れ、地域振興を推進するための基金を設置するため、提案するものであります。

議案第76号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について申し上げます。

本議案は、洋上風力発電事業者から地域や漁業との共存共栄を目指し実施する地域振興策として「地域共生基金」への出捐が開始されることに伴い、当該寄附金を受け入れ、水産業の振興を推進するための基金を設置するため、提案するものであります。

議案第77号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定について申し上げます。

本議案は、鰺ヶ沢町における歴史、文化財等資料の保存と活用を図ることを目的に、鰺ヶ沢町歴史文化財センターを設置するため、提案するものであります。

議案第78号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第79号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第80号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第81号　鰺ヶ沢町特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第82号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第83号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、多目的住宅の更なる利活用を図ることを目的に、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第84号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算(第３号)について申し上げます。

この補正の主な内容は、社会福祉対策費に755万円、農林業施設管理費に1129万6000円、海の駅管理費に454万5000円、小中一貫教育学校建設費に1465万円、日本海拠点館管理費に908万8000円、読書推進費に953万1000円などを予算計上し、

歳入歳出それぞれ 9632 万 6000 円を追加し、予算の総額を 84 億 9230 万 8000 円とするものであります。

議案第 85 号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ4845万1000円を追加し、予算の総額を13億5590万9000円とするものであります。

議案第86号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ222万4000円を追加し、予算の総額を894万2000円とするものであります。

議案第87号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ 52 万 5000 円を追加し、予算の総額を 72 万 2000 円とするものであります。

議案第88号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ4525万5000円を追加し、予算の総額を15億8887万1000円とするものであります。

議案第89号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ 307 万 9000 円を追加し、予算の総額を１億 7881 万 7000 円とするものであります。

議案第90号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入歳出それぞれ801万9000円を追加し、予算の総額を4737万9000円とするものであります。

議案第91号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入において組み替えを行ったもので、繰越金22万円を追加し、繰入金22万円を減額するものであります。

議案第92号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入において組み替えを行ったもので、繰越金15万5000円を追加し、繰入金15万5000円を減額するものであります。

議案第93号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入において組み替えを行ったもので、繰越金７万1000円を追加し、繰入金７万1000円を減額するものであります。

議案第94号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入において組み替えを行ったもので、繰越金19万4000円を追加し、繰入金19万4000円を減額するものであります。

議案第95号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、歳入において組み替えを行ったもので、繰越金20万7000円を追加し、繰入金20万7000円を減額するものであります。

議案第96号　令和８年度鯵ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、資本的収支を補正するもので、収入及び支出へ620万円を追加するものであります。

議案第97号　令和８年度鯵ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正は、収益的収支の収入及び支出へ151万7000円を追加し、資本的収支の収入及び支出へ382万5000円を追加するものであります。

議案第98号　工事請負契約の締結について申し上げます。

本議案は、蒲生雨水ポンプ場建設（土木）工事について、去る８月 20 日に指名業者３者による指名競争入札を執行いたしたところ、株式会社ストヨネが消費税込み１億 1605 万円で落札し、８月 24 日に仮契約を締結いたしましたので、その本契約について議会の議決を求めるため、提案するものであります。

議案第99号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定について申し上げます。

本議案は、下水道法の規定に基づき、地域における雨水を排除し、生活環境の向上に資するポンプ場を設置するため、提案するものであります。

次に、諮問第２号、第３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

人権擁護委員である成田守男（なりたもりお）さん、工藤一幸（くどうかずゆき）さんの任期が令和８年 12 月 31 日をもって満了となることから、新たに委員を推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、提案するものであります。

最後に、報告第８号　令和７年度鰺ヶ沢町健全化判断比率について、及び、報告第９号　令和７年度鰺ヶ沢町公営企業資金不足比率について申し上げます。

令和７年度の健全化判断比率は、いずれの比率も全て早期健全化基準以下となり、また、公営企業資金不足比率につきましても、全ての会計において資金不足は生じていないことをご報告いたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げた次第であります。

何卒、慎重ご審議の上、原案どおり認定、可決並びに適任とのご意見を頂きますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〔町長　平田衛君　降壇〕

○議長（須藤一君）　提案理由の説明を終わります。

◎令和７年度決算審査・健全化判断比率審査・資金不足比率審査の報告

○議長（須藤一君）　日程第８。令和７年度決算審査及び健全化判断比率審査並びに資金不足比率審査について、報告を求めます。増田晶夫代表監査委員。

〔代表監査委員　増田晶夫君　登壇〕

○代表監査委員（増田晶夫君）　おはようございます、監査委員の増田と申します。

よろしくお願いをいたします。

まずもって、このたびの豪雨水害により被害にあわれた皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。行政主導により１日も早い復旧を心よりお祈り申しあげます。

それでは､令和７年度鰺ヶ沢町各会計決算について審査の意見を表明いたします。

審査の対象といたしまして、令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算をはじめとして、14件について令和８年７月15日から23日までのうち５日間にわたって、帳簿審査並びに現地監査を実施いたしました。

審査方法といたしまして、令和７年度鰺ヶ沢町各会計決算書及び附属書類について、各関係職員からの説明聴取などの方法により計算の正確性、支出命令等の符合、また、予算執行は地方自治法、地方財政法及び地方公営企業法の主旨に則ってなされているかなどに主眼をおいて審査を実施いたしました。

審査の結果について申しあげます。

審査に付された各会計決算書及び附属書類は、それぞれ関係法令に準拠し適正に作成されており、また、関係諸帳簿を照合した結果、各会計とも計数等に誤りはなく、予算執行は所期の目的に沿い、適正に処理されているものと認めます。

審査の概要。総括意見について申しあげます。

令和７年度の一般会計の決算状況を見ると、歳入構成は、町税 10.5％、地方消費税交付金 2.9％､地方交付税 45.9％､国庫支出金 12.9％､県支出金5.7％、繰入金 6.2％、諸収入 2.0％、町債 4.5％、寄附金 4.2％、その他 5.2％となっている。

歳出構成は､総務費 23.5％､民生費 21.7％､衛生費 9.6％､農林水産業費 4.8％、土木費 12.9％、教育費 7.0％、公債費 9.9％、災害復旧費 2.5％、その他 8.3％となっている。

一般会計の起債残高は、前年度末に比べ3.6％、３億6174万3000円減の97億4405万円で、一般会計及び特別会計、企業会計を合計した全体の起債残高は、139億2231万3000円となっている。引き続き、的確な財政運営計画のもと、適正な予算執行と事務事業の見直し、合理的な定員管理の実施を図りながら、計画的な起債の発行に努め、公債費に係る財政負担の軽減に向けた努力を求めるものである。

少子高齢化が進む当町において、住民の安心・安全の確保や健康維持・健康増進施策、そして生きがいを感じることのできる取り組みなど、行政の果たす役割はますます大きく求められ、それに伴う支出の増加も見込まれる。

人口減少社会に対応した効率的で最適な行政サービスを提供できるよう、職員一丸となって取り組んでいただくことをお願いしたい。

各会計の決算状況については、すでにご承知のとおりでございますので、一般会計並びにその他要望事項について説明をさせていただきます。

一般会計について申し上げます。

令和７年度の決算額は、歳入87億5293万円、歳出83億2060万3000円で、予算現額93億765万2000円に対する予算の執行率は、歳入が94.0％、歳出が89.4％、不用額は２億1054万7000円となっている。

歳入歳出差引額は４億3232万7000円で、令和８年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額２億8579万8000円、事故繰越し繰越額2785万円を引いた実質収支額は、１億1867万9000円となり、このうち6000万円を基金繰入額としている。

繰越明許費は、旧庁舎等解体事業、物価高騰対策事業、海の駅わんど基本構想策定事業、道路橋梁災害復旧事業など計15事業を令和８年度への繰り越し事業としており、繰越額は５億2666万8000円となっている。

事故繰越しは、令和４年及び令和５年発生道路災害復旧事業２億4983万3000円を令和８年度に繰越ししている。

令和７年度の町税収入は９億2258万1000円で、前年度より5911万1000円の増収となっている。

町税における不納欠損額は、前年度より 573 万 5000 円増の 714 万 4000 円で、内訳は、町民税 52 万 2000 円、固定資産税 629 万 4000 円、軽自動車税 32 万 7000 円となっている。納税負担の公平性からも引き続き厳正な調査に基づき慎重に対応していただきたい。

一般会計における収入未済額は、4768 万 1000 円で、このうち町税の収入未済額は前年度に比べ 153 万 6000 円減の 4408 万 8000 円となっている。今後も、収入未済額の解消に向けた滞納者の現状把握と実態に即した適切な措置を講じ、未収金の解消に尚一層の努力を望むものである。

また、町営住宅使用料の収入未済額は、前年度より 34 万 1000 円増の 316 万 1000 円、訴訟に係る弁償金の未収金は、前年度より 12 万円減の 22 万 8000 円となっている。引き続き解消に努めていただきたい。

地方交付税は、前年度より 3.6%、1 億 3973 万円増の 40 億 1963 万 5000 円で、内訳は、普通交付税 34 億 3921 万 9000 円、特別交付税５億 8041 万 6000 円となっている。

国庫支出金は、前年度より 12.1%、1 億 5544 万 8000 円減の 11 億 2740 万円となっている。主な内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億 4592 万 3000 円、防災・安全社会資本整備交付金 6084 万 7000 円、臨時道路除雪事業費補助金 4000 万円などとなっている。

令和７年度の主な町債は、地域医療確保対策事業債 4920 万円、鳴戸林町線舗装事業債 3410 万円、道路橋梁災害復旧事業債 3500 万円など３億 9160 万円で、前年度より６億 3090 万円減少している。

寄附金のうち、あじがさわ未来応援寄附金は、前年度より 5.8%、2010 万円増の３億 6749 万 3000 円となっている。引き続き寄附者の意思を尊重しながら地域振興に繋がる使途とされたい。

歳出総額は、83 億 2060 万 3000 円で、前年度に比べ６億 8216 万 5000 円減少している。

主な減少要因としては、衛生費 西海岸衛生処理組合焼却施設改良費負担金６億 5499 万 1000 円、斎場改修事業 3669 万 8000 円などの減額によるものである。

歳出における町債の元利償還金は８億 1959 万 2000 円で、前年度より 15.3％、１億 4852 万 6000 円の減となっている。

10 ページをお開きください、その他（要望）。

①予算の執行管理について。予算執行率の低い会計が目立つことから、適切な予算執行及び予算管理に努めていただきたい。

②補助金等の会計処理について。各種団体等へ支出している補助金等は公金であり、厳正な会計処理が求められる。各種団体等が行う事業の目的、効果を勘案し、また公益性や公正性、必要性を見極め、補助金等の検証・見直しや交付先団体等との調整並びに適正な指導及びチェック機能の強化を図っていただきたい。

③決算書等のデータ化について。決算書等については、消耗品費の削減、印刷等の労務を考慮し、冊子等の紙ベースでの配付ではなく、データでの配付を検討していただきたい。

以上、要望といたします。

続きまして、令和７年度健全化判断比率審査について意見を申し上げます。

審査の対象といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、令和８年８月 21 日に審査を実施いたしました。

審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

表の①及び②は、実質収支が黒字のため「―」と表記いたしました。いずれの比率も早期健全化基準以下となっております。

次に、令和７年度資金不足比率審査について申し上げます。

審査の対象といたしまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について令和８年８月21日に審査を実施いたしました。

審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

表の「―」は、資金の不足額が生じていないことを示しています。いずれの会計も資金不足比率は、経営健全化基準以下となっております。

以上、審査意見といたします。ご清聴ありがとうございました。

〔代表監査委員　増田晶夫君　降壇〕

○議長（須藤一君）　令和７年度決算審査及び健全化判断比率審査並びに資金不足比率審査の報告を終わります。

◎決算特別委員会設置の件

○議長（須藤一君）　日程第９。令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算について、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを審査することに決定いたしました。

ただちに、決算特別委員会の組織会に入っていただきます。組織会は、議場において行っていただきます。

暫時休憩いたします。　（午前１０時４２分）

〔　暫時休憩　〕

○議長（須藤一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。　　（午前１０時４３分）

決算特別委員会の組織会において、委員長に菊谷忠光議員、副委員長に佐藤昭司議員が、それぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤一君）　以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

（午前１０時４３分）

第　２　号　　令和８年９月９日

令 和 ８ 年 鰺 ヶ 沢 町 議 会 第 ３ 回 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 ２ 号)

令和８年９月９日（水曜日）午前１０時開議

本 会 議

日程第１　一般質問　　１番　菊谷　尚久

日程第２　一般質問　　４番　佐藤　　薫

日程第３　一般質問　　６番　菊谷　忠光

散　　会

○出席議員（１０名）

１番　菊谷尚久君	２番　木村光義君
３番　佐藤昭司君	４番　佐藤　　薫君
６番　菊谷忠光君	７番　東條一彦君
８番　今　　勝義君	９番　神　　孝君
１０番　齋藤孝夫君	１１番　須藤　　一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田　　衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総務課長	神　　広丈君
企画観光課長	神　　哲也君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
ほけん福祉課長	千島裕治君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碇谷秀雄君
建設水道課長	新保英樹君
教育みらい課長	木村公紀君
病院事務長	田村光春君
鰺ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
選挙管理委員会職務代理者	水口清治君
農業委員会会長	木村賢一君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	長内　吉昭
〃　次長	古舘　裕香子
〃　事務員	鎌田　静香

◎開議の宣告

○議長（須藤一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に１点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

それでは、直ちに会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君）　会議は、議事日程第２号により行います。

本日の議事日程は、一般質問であります。

◇　菊　谷　尚　久　君

○議長（須藤一君）　日程第１、１番、菊谷尚久議員の質問を許します。

〔１番　菊谷尚久君　登壇〕

○１番（菊谷尚久君）　おはようございます。議席１番、菊谷尚久です。一般質問は、一問一答方式により行います。

質問に先立ち、一言お礼を申し上げたいと思います。さきの豪雨による水害に関し、町役場及び関係者の皆様の被災者への迅速な対応と復旧に向けた取組に関し、非常に感謝しております。ただ、まだまだ支援が届いていない人たちもいると思いますので、今後もよろしくお願いします。災害に強い鰺ヶ沢町、災害に遭っても力強く迅速に立ち上がる鰺ヶ沢町、頼りにしております。

それでは、質問に入ります。町では、小中学校の学校再編について、各種の説明会や広報紙などを通じて積極的に説明し、理解を得ようとしている姿勢には評価をしております。私も２回ほど説明会に参加し、説明を聞きましたが、少しばかり懸念もありますので、今回質問させていただきます。

では、最初の質問になります。今回の再編では、小中学校という形を残したままでの小中一貫教育を２年間行った後、義務教育の９年間を一つの学校で行う義務教育学校に移行させるという計画です。この２年間の小中一貫教育の後、あえて義務教育学校に移行するという選択に至った狙いについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　では、お答えします。

今回の学校再編の目的、ゴールは、小中一貫教育のための義務教育学校の開校です。小中一貫教育は、校舎が離れた分離型よりも、同じ校舎に１年生から９年生までが一緒に生活する一体型の義務教育学校のほうが効果があります。そのため、義務教育学校となる校舎の工事期間の２年間を義務教育学校へスムーズに移行するための準備期間と位置づけ、その２年間を小学校と中学校が離れて学習する分離型の小中一貫教育を進めるということで考えております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　今、説明あったのですけれども、従来型の小中一貫教育、これにおいても説明会等で連続性、中学校の先生が小学校に行って授業を行う、そういったことは義務教育学校でなくても、ある程度かなりの部分はできるというのが文科省等から示されております。この義務教育学校の本質は、戦後当たり前のように行われてきた６・３制度ではなくて、子供たちの発達段階に応じ、柔軟に教育課程を設定することにあるとあります。教育長はもちろんご存じだとは思いますけれども、具体的にはステージ制という９年の義務教育を４・３・２の３つの段階に分ける考え方です。鰺ヶ沢町でも、このステージ制の導入を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　ありがとうございます。おっしゃるとおり、ステージ制を考えていました。１年生から４年生で一くくり、それから５、６、７年生、そして８、９年生という３つのステージと考えて、それぞれの段階でグループごとの活動、また行事、それから学習の内容に変化をつけるというようなことをこれから考えていきたいと思っております。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　分かりました。安心しました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2025年４月に開校した県内初の義務教育学校である六戸学園は、全国でも珍しい木造３階建ての美しい最先端の校舎です。今回町では、新築ではなく、現在の舞戸小学校を増改築するという判断に至ったのですが、その経緯について伺いたいと思います。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　お答えいたします。

新築には、適切な場所と膨大な費用が必要であり、大きな負担を強いられることになります。また、今使用している３校の躯体調査を行ったところ、舞戸小学校の校舎は十分に活用できる強度が保たれていることが分かりました。舞戸小学校は、気象庁や青森県のデータに基づく防災マップにおいても、河川及び津波の浸水想定区域から外れていることや、国の掲げる既存施設のリニューアルの推奨により、国の補助金、交付金に既存施設の改築メニューが増えていることなどから、コスト軽減と工期の短縮に適している増改築の判断に至っています。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　了解しました。ただし、この舞戸小学校、もともと小学校として設計されております、校庭も。中学校も入ってくるということで、校庭の広さは十分に取れるのでしょうか。また、部活動はどういう方向性を持っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤一君）　木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　義務教育学校は、運動場の設置基準が定められておらず、小学校の設置基準か中学校の設置基準、どちらかを準用することとなっております。義務教育学校開校年度の児童生徒数を面積の広い中学校設置基準に当てはめると、運動場は3622平米以上であることとなるので、現在の舞戸小学校の運動場は１万3158平米ございます。現在の舞戸小学校の運動場でも十分な広さであると考えられます。

部活に関しても、国では令和13年度までを目指して部活動の地域クラブ移行を進めるようにと目指しております。それに倣って、先般報道発表でもありましたが、青森県でも３年前倒しして、令和10年を目指して地域クラブへの移行を進めるという方針を打ち出しております。町もその方針に今沿うような形で、早めるようにスポーツクラブ等と協議を進めている段階でございますので、義務教育学校の開校目標年度の令和12年度には、ある程度の部活は地域クラブへ移行しておりますので、

必ずしも学校の運動場で全部活動を行うというふうなことは現在想定しておりません。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　了解しました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。私たちは戦後、ずっと小学校６年、中学校３年という義務教育の下で過ごしてきました。このため、９年間の義務教育学校に移行するに当たって、いろいろな懸念が考えられます。既に先行する六戸学園とは、視察や情報交換、これは行われていると思いますが、子供たち、教育現場を受け持つ先生方、保護者や地域、この３つに分けて、それぞれの課題に対してどんな対応を考えているのかを伺います。

まずは子供たちです。現在の再編スケジュールですが、改修工事だけ見れば非常に効率的で、理にかなった計画であると思いますが、子供たちにとっては環境の変化のスパンが短過ぎないのかといった懸念を持っています。子供たちへの心理的ストレス、特に特別に支援を要する児童等への対応と、心理的安全性の確保に懸念を持っております。また、西海小と舞戸小が一緒になった２年間だけの小学校ができてしまいます。これも問題だと思います。この２年間の中で、愛校心の醸成や自らの足跡、高学年としての自覚、開校式や開校した翌年にまた閉校するということなど、この２年間の小学校は非常に難しい課題があると思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　ありがとうございます。まず、子供たちのストレスの面ですけれども、実は38年間教職に就いていたので、その経験を基に話をさせていただきます。子供たちの環境適応能力というのは、私たちが思う以上に優れています。むしろ大人のほうが要らない心配をするというのが常だと考えております。子供にとっての一番のストレスというのは、見通しが持てない中で突然環境が変わるということだと思います。特に発達障害等を持っている児童生徒は、ふだんの学校生活でも、まずは朝一番最初に１日のスケジュールを確認し、そして１日の見通しを持って開始するということが基本となっております。そのようなことから、小学校２校において、この先の学校再編のスケジュールを子供に分かるように話をします。１校についてはもう既に話をして、こういうスケジュールで動きますから、理解して一緒にしましょうという話をしてきました。そして、その話を聞いた子供自身が見通し

を持って行動することで、ストレスの軽減ができると考えております。また、これまでも２つの小学校というのは、合同でいろいろ行事を行ってきましたが、今年からは特に多くの交流活動をするようにしています。また、特別支援学級も同様で、町内の小中の特別学級の児童生徒が集まって、一緒に活動するなどの交流の活動を進めております。このように交流活動を多くすることで、新しい環境での心理的負荷は下がると思っております。

続いて、新しく一つになる小学校は、学校名も校歌も校章も義務教育学校のものということでスタートするように考えておりました。ということで、愛校心ということになると、義務教育学校も前期課程、後期課程と言って、小学校は前期課程と言うのですけれども、義務教育学校の前期課程の学校という捉えを子供たちにしてもらおうかと思っております。ということで、２年間だけではなく、そのまま連続して義務教育学校が続くので、義務教育学校というような愛校心を植え付けていきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　２年間だけできる学校というのは、中学生が入っておりません。小学校、舞戸と西海だけでの２年間になるので、当然義務教育学校とは全く別物の小学校になると思います。なので、当然新しい学校になれば開校式を行い、その学校が終われば閉校式も行わなければいけない。その中の２年間いる高学年の子たちは、それが自分たちの最後の学校になるので、そこら辺は十分加味してあげないと、義務教育学校につながるとはいえ、２年間は２年間だけできる小学校で暮らすことになりますので、そこら辺は十分考えていただかないと駄目だと思いますので、開校式、閉校式も含め、いろいろ問題はあると思いますけれども、そこは十分に行っていただきたいと思います。

では、次の質問ですけれども、教育現場を受け持つ学校の先生方のほうです。教職員もですね、すみません、さっきの特別に支援を要する児童、これクラスのメンバーが替わっただけ、例えば同じ学級でも、クラスが少し替わっただけでも、非常に不安定になります。なので、スケジュールで前もって教えているから大丈夫だという考え方ではなくて、非常にナーバスな子供たちなので、例えば舞戸小学校が来るよと分かっていても、実際に来たときに恐らくパニックになります。非常にナーバスな子供たちなので、そういう子たちが多いので、そこはいろいろ手当てをしていただいて、本当はスケジュールをもっとスパン長くして、２年の学校ではなくて、それが４年とか６年あれば非常に、それでも変化するときにはナーバスになると思

います。この特別に支援を要する子供たちというのは、支援学級にいる子たちだけではありません。普通のクラスにいる子たちにも、そういう支援を要する子供たちはいますので、そこら辺は十分に注視して、指導していかないといけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ということで、次は学校の先生方です。教職員の方も義務教育学校に慣れていない、初めての体験になります。今回六戸学園の関係者に話を聞きました。すると、小学校と中学校とでの教職員の意識の違いと職務体制のすり合わせの難しさ、あるいは将来の学校経営計画の取りまとめの難しさがあるという回答を得ております。ということで、現場の先生方には相当のストレスや問題が生じると思います。このようなことに対して、どのような対応を考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　先ほどの特別支援学級等のご助言ありがとうございました。参考にしながら進めてまいりたいと思います。

あと教職員に関しましては、おっしゃるとおりです。小学校、中学校一緒になって行うというのは、全く経験ない世界ですので、ストレスがあって、最初うまくいかないというのは存じ上げております。こどまり学園も小学校、中学校一緒に入っていますけれども、やはりその話は伺っております。なかなかすり合わせが難しいと。そのためにですけれども、さっきの子供と同じように、事前の交流を多くするということを１つ考えております。現在も年３回、小学校、中学校の連携の活動を行っておりますし、この後例えばカリキュラムをつくるなど、いろいろ学校の決まりをつくるなどということで、小学校、中学校の先生の交流の回数を多くしながら、お互いの理解に努めていきたいと思います。最初なかなかうまくいかないというのは当然だということで受け止めながら、そこを前提に進めるようにしていきたいと思っております。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　現場の先生方が一番大変だと思いますので、そこら辺は重々よろしくお願いしたいと思います。

最後に、保護者や地域の住民です。説明会でもいろいろな質問等出ていたと思うのですけれども、そこは大人たちは意識を変えて、理解しながら行っていかなければいけないと思います。現在の小中学校は、日々の活動を多くのボランティアに支えられています。教職員が少ないというのもあるのですけれども、いろんなボランティアが入って、活動が成り立っております。また、ＰＴＡも、小学校、中学校を

私も経験しましたけれども、スタンスが小学校と中学校、少し違うのかなと思っています。ここら辺のボランティアとかＰＴＡの問題については、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　ボランティアのことですけれども、菊谷議員にボランティアに入ってもらっております。大変ありがとうございます。感謝しております。ボランティア活動の学校支援ボランティアですけれども、これはコミュニティ・スクールの一環、地域学校協働活動ということでやっておりますので、これは継続して行っていきたいと思うし、ボランティアの方々には引き続きご協力をお願いしたいというふうに考えておりました。あと、ＰＴＡ活動に関しては、基本的にはＰＴＡで考えるべきことだと思うのですけれども、教育委員会としましては、ＰＴＡが停滞しないように支援するというスタンスはずっと保っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君）　いろいろ問題はあると思いますけれども、大人が協力して、意識を変えていかなければいけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、所感になります。今回の義務教育学校、やるからには最新かつ充実した教育環境の整備によって、近隣市町村では見られないような魅力的な学校になるようにお願いしたいと思います。六戸学園のように、見た目の校舎が新しいだけが全てではありません。たとえ増改築であっても、すばらしい教育環境、これは整えることができると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。いろんなことを想定しながら前に進むことが大事です。いろんなトラブルがあると思いますけれども、想定しながら進んでいくことが大事だと思います。その真ん中にいるのが子供たちになります。よろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔１番　菊谷尚久君　降壇〕

○議長（須藤一君）　１番、菊谷尚久議員の質問を終わります。

◇　佐　藤　　薫　君

○議長（須藤一君）　日程第２、４番、佐藤薫議員の質問を許します。

〔４番　佐藤薫君　登壇〕

○４番（佐藤薫君）　おはようございます。議席４番、佐藤薫です。一般質問に入る前に、このたびの豪雨災害により被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。あわせて、町の迅速な活動に対して、心からお礼申し上げる次第です。

一般質問は、一括質問方式により、義務教育学校について質問いたします。令和12年４月の義務教育学校の開校を目指して、今年の６月、７月に保護者説明会及び住民説明会を開催しております。説明会では、様々な意見、要望等が出されたことと思いますが、主な意見、要望等の概要について伺います。また、それらに対して、教育委員会ではどのような対応を考えているのか、お知らせ願います。

次に、開校に向けた今後の取組をスムーズに進めるため、教育関係者や保護者等で構成される統合準備委員会を組織すべきと思いますが、その考えはあるのか伺います。

以上で通告を終わりますが、最初に保護者説明会及び住民説明会で出された主な意見、要望等の概要について答弁をお願いします。

以上です。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　お答えします。

保護者説明会及び住民説明会では、主に防災面の不安、放課後ルームについて、通学について、学校名についての意見がありました。

以上です。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　今、課長のほうから簡潔な答弁がありました。ありがとうございます。主に４点ほど要望があったということですが、防災面の不安の解消のため、考えていること、今後検討すること等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（須藤一君）　木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　防災面については、先ほどの菊谷議員の質問でもお答えしたとおり、現舞戸小学校は気象庁や青森県のデータに基づく防災マップにおいても、河川及び津波の浸水想定区域から外れていることを説明し、ご理解をいただいたと思っております。

以上です。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　課長がおっしゃるとおり、確かに浸水想定区域外であります。ただ、立地場所が浸水想定区域と極めて近い場所に設置されていることから、保護者等においては不安もあることと思いますので、今後も説明会等を開催する中では、不安解消のため、安全面についてさらなる検討をお願いしたいと思います。

次に、２点目、放課後ルームの関係ですが、現在舞戸小学校の児童は旧鰺ヶ沢幼稚園、西海小学校の児童は西海小学校の空き教室を利用して実施しております。令和10年４月の時点では、西海小学校の児童と舞戸小学校の児童が共に西海小学校の校舎を利用いたしますので、現在検討していることと思いますが、放課後ルームについてはどの場所で、どのような対応を考えているのか、現時点での対応をお知らせ願います。

○議長（須藤一君）　木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　放課後ルームについては、児童や保護者の負担にならないように、現在まだ役場内の関係課と検討している段階でございます。その旨、各説明会でも説明しております。

以上です。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　課長のほうから、前段として検討中、ただ検討に当たっては児童や保護者の負担軽減をまず最優先するということで回答がありましたので、そこら辺についてはぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、通学の件ですけれども、現在舞戸小学校に通っている児童の一部は、徒歩通学している児童もおります。西海小学校に統合となると、これらの児童も当然バス利用できるものと考えておりますが、いま一度確認させてください。

○議長（須藤一君）　木村教育みらい課長。

○教育みらい課長（木村公紀君）　お答えします。

通学についても、児童や保護者の負担にならないように、同じく現在役場内の関係課と検討しております。また、その旨、保護者にも説明しております。

以上です。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　いずれにしろ負担軽減に努めるということで理解いたしました。まだ統合まで１年半という時間があり、少し実務的な問題もあり、検討中の案件が多いのは十分理解できます。しかるべき時期に検討結果についてはっきり確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、小学校の統合をスムーズに進めるため、統合準備委員会を設置する件について、教育長の答弁を求めます。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　統合準備委員会を組織する予定はございませんが、４月から役場の中の関係する課の方たちに集まっていただき、義務教育学校建設プロジェクト委員会というものを設置しております。そこで先ほどの通学や放課後ルーム等も含めて話合いをして､開校に向けて進めているというのが現在の進行状況であります。また、これからもその都度学校及び保護者には説明し、意見を伺うとともに、教育委員及びコミュニティ・スクールの学校運営協議会のほうにも説明し、情報共有しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　分かりました。ありがとうございます。今の教育長の答弁、現在役場内でプロジェクトチームを設置して、様々な課題解決について検討していると、またその都度関係者に説明して、情報共有を図るということで理解いたしました。

次に、事務的な要素が多い放課後ルームや通学の問題と違い、学校名の決定や校歌、校章の制作などはどのような手順で進めていくのか、教育長に伺います。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　学校名については、保護者及びコミュニティ・スクールの先ほど申した学校協議会のほうにも説明し、意見を伺った上で、教育委員会と町で責任を持って決めていきたいと思っております。

また、校歌、校章については、専門的な方々に委託して作成してまいりたいと思います。特に校歌については、子供たちから意見を出してもらい、それを取り入れながら案を作成し、その後で教育委員会と町とで、先ほどと同じように責任を持って決定していきたいというふうに考えております。

○議長（須藤一君）　佐藤薫議員。

○４番（佐藤薫君）　分かりました。いずれにしろ説明責任を図ること、情報共有、これが今回の統合については極めて重要な比率を占めていると思いますので、令和10年４月の西海小学校、舞戸小学校の統合、そして令和12年４月の義務教育学校の開校に向けて、継続して説明会等を開催し、よりよい教育環境に向けて尽力くださるようお願いいたしまして、今定例会における一般質問を終わります。

〔４番　佐藤薫君　降壇〕

○議長（須藤一君）　４番、佐藤薫議員の質問を終わります。

◇　菊　谷　忠　光　君

○議長（須藤一君）　日程第３、６番、菊谷忠光議員の質問を許します。

〔６番　菊谷忠光君　登壇〕

○６番（菊谷忠光君）　議席番号６番、菊谷忠光です。一問一答方式により質問をさせていただきます。

まず最初、１番、学校におけるＳＮＳの活用指導や取組についてお聞きいたします。ＳＮＳ、いわゆるソーシャルネットワーキングサービスは、現代社会の中で日常生活には欠かせないコミュニケーションツールであります。特に若年層では積極的に利用しており、世界各国でも、その使用について禁止や制限をする例もありますが、当町での総合計画の中にも、青少年健全育成の観点から、スマートフォンやＳＮＳの普及に伴い、生活のリズムや人間関係の形成に影響が見られ、学力低下やいじめ問題など、課題とされるとありました。そのほか、これは現代社会でも様々な問題に巻き込まれるリスクがあるとされています。

そこで、町にお聞きします。（１）、義務教育段階では、ＳＮＳの適切な利用方法について、どのような取組をしているか伺います。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　町から今、児童生徒に１人１台端末を貸し付けてありますけれども、その端末はＳＮＳには接続できない設定になっております。また、持ち帰って学習することもありますが、夜９時には強制的に電源がオフになるように設定してあります。ただ、個人のスマートフォン、タブレットまたはゲーム機器によるＳＮＳ利用は日常的に行われておりますので、各校では発達段階、学年に応じて、ＳＮＳ利用のみならず、情報モラルという広い枠組みで指導を行っております。例えば道徳でＳＮＳを使ったいじめ、または誹謗中傷の問題を学習したり、個人情報や著作権の問題などを学習したりしております。また、情報の教育の授業でも、ＳＮＳを含めた情報モラルに関わる学習をしております。そのほか、警察など外部指導者をお呼びして、児童生徒及び保護者対象のネットリスクの講習を実施しております。

以上でございます。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　まず、町の第７次総合計画の中にも、青少年育成の観点からＳＮＳの問題を取り上げております。これは、町が真剣にこの問題に向き合おうとする姿勢が見られます。私は、これを評価したいと思います。

さて、当町の義務教育段階に対して、この問題に関連して、国や県からは青少年の安全対策等の指示や通達があったものでしょうか、お聞きします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　通達はございます。ここ半年ほどでも、12、３件の通達が来ております。一番最初に来て、印象に残っていると思うのですけれども、テレビの報道でもありました。校内のいじめ暴力事件を録画して、ＳＮＳ上にアップして、炎上したという、そういうニュースがありましたけれども、そういうものが起こらないように学校でも注意しなさいというような、そういう通達です。それから、闇バイトに加担しないこと及び情報モラルの指導用の動画、それも教員用、それから児童用というような、そういうものも添付されて来ております。中には、時代なのでしょうけれども､オンラインカジノや闇バイトなどの事例に基づく指導動画もあり、主に中高校生に対して指導してくださいというような、そのような通知が来ております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　それでは、（２）の質問に移ります。家庭内での安全対策や取扱いの指導について伺います。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　学校で配付しているタブレット端末については、家に持ち帰った場合でも、セキュリティーが確保された状態で安全に使われるように対策をしております。また、家庭に対しては、小学校、中学校ともにスマホやゲーム機等のデジタルメディア使用の決まりをつくって使わせるように強く依頼しております。その上で、スマホを持つようになる中学生及び小学校の高学年の保護者には、フィルタリングやペアレンタルコントロールについての説明もしているようであります。

なお、先ほども述べましたように、各校ともに警察等外部の講師を招いて、児童生徒及び保護者に対するネットリスクの講習について実施した学校もありますし、これから実施する予定の学校もございます。あと、これは基本の話ではあるのです

けれども、家庭内での安全対策や取扱いは、やはり家庭が責任を持って行っていただくということで我々も考えております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　ＳＮＳの過度な活用から依存症を引き起こすため、生活リズムや学習、様々な影響へ害を引き起こす課題に直結しているとして、これは重要な問題であると認識しておりますが、その上で家庭と学校が連携して、どのような防止策を考えているのか、または実施しているか伺います。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　まず、大切なのは、禁止ありきではないと思っております。禁止すればよいというものではなくて、まず家庭内の使い方の約束を、やはり保護者と子供さんと十分話合いをして、納得した上で、そういう決まり事をつくっていただくということが大事だと思います。できれば、先ほど申し上げましたように、ペアレンタルコントロールなどで保護者がコントロールできるような状態というのが一番よいのかなと思っております。そこも学校を通して保護者宛てにお願いしているところです。

あとまた、もう一つですけれども、スマホ依存症にならないためには、スポーツや趣味など、スマホ以外のものにも興味を持たせるような取組を家庭でも学校でも行うべきだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　それでは、学校の取組の中で、ＰＴＡ主催のＳＮＳ講座なるものが実施されたそうですが、どのような内容だったのかお聞きします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　これは一般的に同じ内容になるのですけれども、まずスマートフォンをはじめ、ネットの社会ですので、どのような状況になっているかという現状のお話があり、さらにその上で、犯罪に巻き込まれそうになった、危険な思いをしたという具体的な事例の説明があり、その後に、ではそうならないために家庭では、また学校ではどうすべきかというような、そのような内容の講話、講習となります。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　分かりました。これは、適切な利用時間の設定、長時間の利用を避ける指導、例えば家庭内で夜間はスマホを置く場所を決めて、寝室に持ち込ませないなど、個人のスマホの取扱い、制限については保護者が認識、いわゆる関心度はどういうふうになっているのか、いかがなものなのか。また、家庭内でのルールについて、こういった情報はどのようになっているのか、学校と家庭の間で共有されているのか、お尋ねします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　家庭と学校の情報共有の問題ですけれども、これ中学校に聞いた話なのですけれども、中学校の様子だと、子供のスマホ利用に関心を持って、気をつけている保護者がほとんどだということでありました。ちなみに、夏休み前に中学校の保護者と学校と子供と３者面談で、決まりについて話し合うという場面があるのだそうですけれども、その決まりをつくった後、夏休みの後、学校で報告を保護者を通して行うということでした。そういう話を聞いたのですけれども、中学校３年生の話ですけれども、例えば夜11時以降は使わないとか、それから１日３時間以上使わない、または使うのだったら勉強が終わってからというような、そういう約束を決めて、保護者と子供が決めていたということでした。では、夏休みが終わって、それが守られたかどうかという評価に関しては、保護者からの評価とすれば半々だそうです。半分は守って、半分は守らないというような、そのような状況でした。あと、大変ありがたいのは、保護者の中には、きちんと親の携帯から、スマホから、子供のスマホに関してペアレンタルコントロールをかけているという保護者が何人もいらっしゃるという話を聞き、大変安心しております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　分かりました。

次の（３）番の質問に移ります。スマホやパソコン、いわゆるデジタルデバイスの誤った利用方法やＳＮＳに潜む危険性について、生徒たちがそれぞれのリスクをどのように認識しているか。また、それらを正しく認識させるため、学校にお願いになりますけれども、今後の指導方法について伺います。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　児童生徒においては、学校での日頃の情報モラル教育や日常生活における報道などで、ネットの危険性については十分認識していると思います。

ただ、学年、発達年齢によっては、理解度や危険性に対する注意力の差があるものと考えておりますので、その差はあると思います。

今後の指導法については、先ほどの答弁でも申し上げたのですけれども、そういう情報モラルの学習などを継続するとともに、小学校の１年生から段階を踏んで、計画的にデジタルスキルと、それから情報モラルの育成を進めていきたいと思っております。段階的に年齢に沿って進めることによって、自立的に、つまり自分で自分をコントロールできるように、デジタルツールを使えるようにしたいなと思っております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　ありがとうございます。分かりました。

健全な生活を送るためにということで、総括になりますけれども、こういったデジタルデバイスは使いこなしてなんぼ、使いこなさないと現代社会に乗り遅れるおそれがあります。また、コミュニケーションのマナー、ネット上での言葉遣い、いじめの防止、他人への誹謗中傷をしない、さらに個人情報の重要性とその取扱いについて、決して身分を明かさない、個人情報を公開しない、これは特殊詐欺や闇バイト、流動型犯罪グループに関わらないようにするためであります。被害者、加害者とも大人がほとんどですけれども、本当はそういった人に勉強してもらいたいのですが、特殊詐欺の被害者が高年齢者から若い世代に広がっていることや、交流サイトから闇バイトへつながるケースの危険性について､人生を台なしにしないよう、知っておくべきことを学習の場、道徳以外の、別のもっと濃い授業内容でできないものかということであります。悪と関係を持たない、持たせない知識、正しく使い、と同時に危険性を学びながら使いこなして学ばせるといった授業はできないものでしょうか。こういったことをお聞きしたいと思います。また、ほかに取り組んでいることがあれば伺います。お願いします。

○議長（須藤一君）　阿彦教育長。

○教育長（阿彦正弘君）　小中学校の授業では、既にデジタル機器の正しい使い方とともに、その危険性については指導しております。例えば小学校の事例ですけれども、スマホやタブレットで撮影した写真または動画は簡単にネットに公開できるという、そういう便利さがありますけれども、その裏には撮影日、また時間、位置情報までがそこには記録されていると。そして、背景に写り込んだ看板などから居場所が分かることもあるので、安易に写真を公開すべきではないというようなことを小学校

の低学年の授業で行っております。というふうに、先ほど申したように、年齢が上がるに従って、そういう応じた指導をしながら、自分でデジタルデバイスをコントロールして使えるような児童生徒を育成していくという方向に向かっております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　ありがとうございます。今年北関東のほうで、高校生が強盗殺人という事件をしてしまったと。闇バイトに応募して、実行してしまったのですが、よく考えると、いくらでもやめられる時間というか機会があったわけです。逃げ道がなかったのかと。本人の自覚がもう少ししっかりしていればというのもありますけれども、恐らく悪いやつらがそういった人の弱みに付け込んで、逃げられないようにしていると思うのです。でなければ、自宅から何百キロも無免許で車を動かして、そういったことを実行しないと思うのです。そういったところからいつでも脱出できるようにということを子供たちに伝えてほしいと思います。

義務教育段階では、ＳＮＳの指導、必要性、現状と問題点について、通信や連絡だけではなく、様々な作業や情報収集など、機器を使用して、現代社会に取り残されないよう、正しく使いながらスキルアップするような学ぶ場が必要かと思っております。例として、授業としてのカリキュラムを取り入れた指導等や定期的に調査、さらに生徒同士が互いに意見交換したり、具体的な事例やシミュレーションを使って対策を学ぶような場を定期的に授業に取り入れるように要望したいと思います。我々大人として、これからの未来ある若い世代に対し、精いっぱいできる取組をお考えいただきたいということで、この質問は終わります。

次、２番、各町内会への調査について質問します。今年度町は、各町内会あるいは各地区との地域懇談会を実施し、現状や課題、今後の在り方について聞き取り、検証に動き始めました。以前の一般質問で、自治会町内活動の現状を訴えましたが、自分の自治会問題は原則自力で取り組み、解決するように受け取るしかないような回答に感じました。しかし、この調査からは、町は前向きに介入し、地域の問題に寄り添い、実態把握に向けた取組だと感じて、期待しております。

そこで、質問します。（１）、町はこの調査により、どのようなことを把握しようとしているのか伺います。

○議長（須藤一君）　答弁を求めます。神総務課長。

○総務課長（神広丈君）　今の質問にお答えします。

今回の調査は、人口減少や高齢化が進む中、町内会の運営の実態を客観的に把握することを目的としています。また、各町内会の総会資料を今集めていますが、それによって世帯数や加入状況、役員体制、会費、収支、繰越金などの財政状況、あと地域の行事や環境美化、防災などの活動状況、集会施設の管理状況、神社など地域で維持している資産や活動などを把握することで、これまで町内会が担ってきた地域づくり、防災、環境美化、施設管理などの機能が今後も持続可能なのかを考えるための基礎資料とする予定でございます。あくまで今後の町内会の在り方や町として必要な支援を検討するための現状把握と位置づけております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　同じような内容の質問になりますけれども、もっと掘り下げていきたいと思います。以前の質問では、町は町内の問題に不介入のスタンスを取っていると感じましたけれども、これからはそうではなくて、ある程度柔軟になり、寄り添いの体制を取りますと感じられますけれども、以前と比べて町の考えに変化があったと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（須藤一君）　神総務課長。

○総務課長（神広丈君）　答えます。

町内会は、地域住民の自主的な組織であり、町が一方的にその在り方や再編等を決めるものではないという基本的な考えは変わりありません。一方で、人口減少や高齢化などにより、町内会を取り巻く環境も大きく変化しています。そうした中で、これまでと同じ形で地域活動を維持していくことが難しくなることも想定されます。町としても、それぞれの町内会の事情をしっかりと把握して、町内会の皆さんと一緒に今後の在り方を考えていく必要性が高まっているものと認識しております。今回の調査も、そのための基礎資料として位置づけ、行っているものです。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問、（２）に行きます。今後町内会に対し、どのような支援が期待できるのか伺います。

○議長（須藤一君）　神総務課長。

○総務課長（神広丈君）　お答えします。

現時点では、具体的な支援策を断定せずに、町内会が抱える状況や地域ごとの違いを把握した上で、必要な支援を検討していきます。また、支援については、単なる補助金をという考えではなく、運営面だけでなく、仕組みの面を含め、幅広く検討していくものとしております。

一方で、地域によって事情が異なるため、町が一方的に方向性を決めるのではなくて、調査の結果を踏まえて、町内会の意見を伺いながら、対話を重ねながら検討を進めるということであります。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　これももう少し深掘りしていきたいです。今回の理由として、今後の地域づくりや町内会支援の検討とありましたけれども、具体的にはどこまで踏み込むのか、答えられる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（須藤一君）　神総務課長。

○総務課長（神広丈君）　今回の調査は、実態を把握して終わるものではなくて、その結果を今後の町内会支援につなげていきたいと考えております。具体的には、現在の支援や制度だけではなくて、行政から町内会にお願いしている事務の負担、集会施設の維持管理、近隣町内会との連携や共同化などを含めて、幅広く検討していきたいと考えています。ただし、現時点で新たな制度や支援内容を決定したものではありません。まずは、今回の調査結果をしっかりと分析して、町内会の皆さんのご意見を伺いながら、町として支援するものを整理し、今後の具体的な施策につなげたいと考えています。

また、８月に町長の命を受けて、地域組織再編プロジェクトチーム８人を庁内に設置しました。それにかけながら、町民の皆さんの希望に添うような、町内会と対話しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤一君）　菊谷議員。

○６番（菊谷忠光君）　大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。町の町内活動は、ただの町内活動だけではなくて、古くから町行政と深いつながりがあると思います。祭りや伝統だけではなく、災害時の避難や人泊、その他様々な訓練や防犯対策など、持ちつ持たれつの関係性だと思っております。お互い良好な関係、実態把握や意見

交換の収集にも役立つはずです。それらを踏まえた上で進めていただければと要望いたします。

そして、さらにこのたび豪雨災害が発生し、どうしても行政の助けが必要です。各地区、町内会では、かなりの被害を訴えているところもありますので、できる限りの復旧に向けた支援を期待しております。一日も早く平穏な日常が送れますようお願い申し上げて、これで質問を終わらせていただきます。

〔６番　菊谷忠光君　降壇〕

○議長（須藤一君）　６番、菊谷忠光議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（須藤一君）　以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

（午前１０時５７分）

第　３　号　　令和８年９月１０日

令 和 ８ 年 鰺 ヶ 沢 町 議 会 第 ３ 回 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （ 第 ３ 号 ）

令和８年９月１０日（木曜日）午前１０時開議

本 会 議

日程第１　総括質疑

日程第２　各常任委員会及び決算特別委員会に対する議案審査付託

散　　会

○出席議員（１０名）

１番	菊谷尚久君	２番	木村光義君
３番	佐藤昭司君	４番	佐藤　薫君
６番	菊谷忠光君	７番	東條一彦君
８番	今　勝義君	９番	神　孝君
１０番	齋藤孝夫君	１１番	須藤　一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長		平田　衛	君
副町長		加藤隆之	君
教育長		阿彦正弘	君
総務課長		神　広丈	君
企画観光課長		神　哲也	君
総合窓口課長兼会計管理者		中井純一	君
ほけん福祉課長		千島裕治	君
農林水産課長兼農業委員会事務局長		碇谷秀雄	君
建設水道課長		新保英樹	君
教育みらい課長		木村公紀	君
病院事務長		田村光春	君
鰺ヶ沢地区消防事務組合消防長		豊澤恭嗣	君
総務課総務班長		岩谷美智也	君
代表監査委員		増田晶夫	君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	長内　吉昭
〃　次長	古舘　裕香子
〃　事務員	鎌田　静香

◎開議の宣告

○議長（須藤一君）　皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君）　会議は、議事日程第３号により行います。

◎総括質疑

○議長（須藤一君）　日程第１。これより総括質疑に入ります。質疑は各常任委員会への議案審査付託を考慮の上、所属している委員会に付託されている議案については委員会において行うようお願いします。

それでははじめに、議案第61号について質疑を行います。なお、総括質疑における議案第61号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算の質疑は配布しております決算書の１ページから８ページについて行うものであります。

よって決算特別委員会においては、決算書の９ページから審査していただきます。

○議長（須藤一君）　議案第61号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第61号の質疑を終わります。

議案第62号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第62号の質疑を終わります。

議案第63号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第63号の質疑を終わります。
議案第64号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第64号の質疑を終わります。
議案第65号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第65号の質疑を終わります。
議案第66号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第66号の質疑を終わります。
議案第67号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第67号の質疑を終わります。
議案第68号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第68号の質疑を終わります。
議案第69号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第69号の質疑を終わります。
議案第70号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第70号の質疑を終わります。
議案第71号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第71号の質疑を終わります。
議案第72号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第72号の質疑を終わります。
議案第73号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第73号の質疑を終わります。
議案第74号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第74号の質疑を終わります。
議案第75号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第75号の質疑を終わります。
議案第76号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第76号の質疑を終わります。
議案第77号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第77号の質疑を終わります。
議案第78号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第78号の質疑を終わります。
議案第79号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第79号の質疑を終わります。
議案第80号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第80号の質疑を終わります。
議案第81号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第81号の質疑を終わります。
議案第82号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第82号の質疑を終わります。
議案第83号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第83号の質疑を終わります。
議案第84号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第84号の質疑を終わります。
議案第85号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第85号の質疑を終わります。
議案第86号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第86号の質疑を終わります。
議案第87号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第87号の質疑を終わります。
議案第88号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第88号の質疑を終わります。
議案第89号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第89号の質疑を終わります。
議案第90号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第90号の質疑を終わります。
議案第91号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第91号の質疑を終わります。
議案第92号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第92号の質疑を終わります。
議案第93号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第93号の質疑を終わります。
議案第94号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第94号の質疑を終わります。
議案第95号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第95号の質疑を終わります。
議案第96号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第96号の質疑を終わります。
議案第97号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第97号の質疑を終わります。
議案第98号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第98号の質疑を終わります。
議案第99号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　議案第99号の質疑を終わります。
次に、諮問第２号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　諮問第２号の質疑を終わります。
諮問第３号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　諮問第３号の質疑を終わります。
次に、報告第８号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　報告第８号の質疑を終わります。
報告第９号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　報告第９号の質疑を終わります。

なお、報告第８号及び報告第９号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第 22 条第１項の規定による報告事項となっているため、それぞれ承認を要しないことから報告のみにとどめます。

◎各常任委員会及び決算特別委員会に対する議案審査付託

○議長（須藤一君）　日程第２。議案の付託を行います。配付いたしました議案付託表につきましては、議会運営委員会において決定しております。

よって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決定いたしました。なお、議案の審査にあたっては、各常任委員会はこの後、総務文教常任委員会は本会議場で、産業建設常任委員会は庁議室で、また、決算特別委員会は、各常任委員会終了後、本会議場においてそれぞれの審査をしていただきます。

◎散会の宣告

○議長（須藤一君）　以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

（午前１０時０８分）

第　４　号　　令和８年９月１１日

令 和 ８ 年 鰺 ヶ 沢 町 議 会 第 ３ 回 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （ 第 ４ 号 ）

令和８年９月１１日（金曜日）午前１０時開議

本 会 議

日程第１　決算特別委員長の議案審査結果報告

日程第２　総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

日程第３　産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

日程第４　討論、採決

閉　　会

○出席議員（９名）

１番	菊谷尚久君	２番	木村光義君
３番	佐藤昭司君	４番	佐藤　薫君
６番	菊谷忠光君	８番	今　勝義君
９番	神　孝君	１０番	齋藤孝夫君
１１番	須藤　一君		

○欠席議員（１名）

７番　東條一彦君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長		平田　衛	君
副町長		加藤隆之	君
教育長		阿彦正弘	君
総務課長		神　広丈	君
企画観光課長		神　哲也	君
総合窓口課長兼会計管理者		中井純一	君
ほけん福祉課長		千島裕治	君
農林水産課長兼農業委員会事務局長		碇谷秀雄	君
建設水道課長		新保英樹	君
教育みらい課長		木村公紀	君
病院事務長		田村光春	君
鰺ヶ沢地区消防事務組合消防長		豊澤恭嗣	君
総務課総務班長		岩谷美智也	君
選挙管理委員会職務代理者		水口清治	君
農業委員会会長		木村賢一	君
代表監査委員		増田晶夫	君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	長内　吉昭
〃　次長	古舘　裕香子
〃　事務員	鎌田　静香

◎開議の宣告

○議長（須藤一君）　皆さん、おはようございます。東條一彦議員から欠席届が提出されております。ただいまの出席議員は９名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に１点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しております。

それではただちに会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君）　会議は、議事日程第４号により行います。

◎決算特別委員長の議案審査結果報告

○議長（須藤一君）　日程第１。決算特別委員会に付託した議案の審査結果について報告を求めます。

決算特別委員長、菊谷忠光議員。

〔決算特別委員長　菊谷忠光君　登壇〕

○決算特別委員長（菊谷忠光君）　決算特別委員長報告。

９月10日、本会議場において本委員会に付託されました議案第61号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算について、審査した結果を報告いたします。

慎重審議の結果、議案第61号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算については原案どおり認定すべきものと議決いたしました。

以上をもって、決算特別委員長報告といたします。

○議長（須藤一君）　本件については、議員全員によるものにつき質疑を省略して決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長　菊谷忠光君　降壇〕

◎総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

○議長（須藤一君）　日程第２。総務文教常任委員会に付託した議案の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、菊谷忠光議員。

〔総務文教常任委員長　菊谷忠光君　登壇〕

○総務文教常任委員長（菊谷忠光君）　総務文教常任委員長報告。

９月10日、本議場において本委員会に付託されました議案15件及び諮問２件について、本会議場において委員５名の出席により審議いたしました。その結果を報告いたします。

議案第62号　令和７年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議案第65号　令和７年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議案第66号　令和７年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第75号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電地域振興基金条例の制定について

議案第76号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について

議案第77号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定について

議案第78号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号　鰺ヶ沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算（第３号）

議案第85号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第88号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第89号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上議案15件、諮問２件について、慎重審議の結果、問題なく原案どおり認定、可決、適任と判断すべきものとして議決されました。

以上を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（須藤一君）　総務文教常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　総務文教常任委員長の報告と質疑を終わります。

〔総務文教常任委員長　菊谷忠光君　降壇〕

◎産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

○議長（須藤一君）　日程第３。産業建設常任委員会に付託した議案の審査結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、齋藤孝夫議員。

〔産業建設常任委員長　齋藤孝夫君　登壇〕

○産業建設常任委員長（齋藤孝夫君）　産業建設常任委員長報告。

９月10日、本会議場において本委員会に付託されました議案23件について、庁議室において議員５名の出席により審議いたしました。その結果を報告いたします。

議案第63号　令和７年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計歳入歳出決算

議案第64号　令和７年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算

議案第67号　令和７年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計歳入歳出決算

議案第68号　令和７年度北浮田財産区特別会計歳入歳出決算

議案第69号　令和７年度長平財産区特別会計歳入歳出決算

議案第70号　令和７年度浜横沢財産区特別会計歳入歳出決算

議案第71号　令和７年度中村財産区特別会計歳入歳出決算

議案第72号　令和７年度舞戸財産区特別会計歳入歳出決算
議案第73号　令和７年度鰺ヶ沢町水道事業会計決算
議案第74号　令和７年度鰺ヶ沢町下水道事業会計決算
議案第83号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第87号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）
議案第90号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）
議案第91号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第92号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第93号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第94号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第95号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第96号　令和８年度鰺ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）
議案第97号　令和８年度鰺ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第98号　工事請負契約の締結について
議案第99号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定について

以上議案23件について慎重審議の結果、問題なく原案どおり認定、可決すべきものとして議決されました。

また、今回の９月２日未明に発生した水害にあたり、道路や用水路また建物の被害状況をしっかり把握し、早期の救済・復旧計画を速やかに実行することを産業建設常任委員会として切望いたします。

以上を申し上げ、産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（須藤一君）　産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　産業建設常任委員長の報告と質疑を終わります。

〔産業建設常任委員長　齋藤孝夫君　降壇〕

◎討論、採決

○議長（須藤一君）　日程第４。これより討論、採決に入ります。

お諮りします。はじめに議案第61号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第61号を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号　令和７年度鰺ヶ沢町一般会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第62号から議案第67号までの以上６件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第62号から議案第67号までの以上６件を、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号　令和７年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第63号　令和７年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第64号　令和７年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算、議案第65号　令和７年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第66号　令和７年度鰺

ヶ沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第67号　令和７年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計歳入歳出決算、以上６件は、原案どおり認定されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第68号から議案第74号までの以上７件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第68号から議案第74号までの以上７件を、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号　令和７年度北浮田財産区特別会計歳入歳出決算、議案第69号　令和７年度長平財産区特別会計歳入歳出決算、議案第70号　令和７年度浜横沢財産区特別会計歳入歳出決算、議案第71号　令和７年度中村財産区特別会計歳入歳出決算、議案第72号　令和７年度舞戸財産区特別会計歳入歳出決算、議案第73号　令和７年度鰺ヶ沢町水道事業会計決算、議案第74号　令和７年度鰺ヶ沢町下水道事業会計決算、以上７件は、原案どおり認定されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第75号及び議案第76号の以上２件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号の以上２件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電地域振興基金条例の制定について、議案第76号　鰺ヶ沢町日本海（南側）洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について、以上２件は、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第77号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第77号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号　鰺ヶ沢町歴史文化財センター設置条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第78号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第78号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号　鰺ヶ沢町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第79号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第79号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号　鰺ヶ沢町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第80号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第80号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号　鰺ヶ沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第81号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第81号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号　鰺ヶ沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第82号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第82号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号　鰺ヶ沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第83号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第83号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号　鰺ヶ沢町多目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第84号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第84号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号　令和８年度鰺ヶ沢町一般会計補正予算（第１号）は、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第85号から議案第90号までの以上６件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第85号から議案第90号までの以上６件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号　令和８年度鰺ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議案第86号　令和８年度鰺ヶ沢町小規模水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案、第87号　令和８年度鰺ヶ沢町墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）、議案第88号　令和８年度鰺ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議案第89号　令和８年度鰺ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、議案第90号　令和８年度鰺ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第１号）以上６件は、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に議案第91号から議案第97号までの以上７件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第91号から議案第97号までの以上７件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号　令和８年度北浮田財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第92号　令和８年度長平財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第93号　令和８年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第94号　令和８年度中村財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第95号　令和８年度舞戸財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第96号　令和８年度鰺ヶ沢町水道事業会計補正予算（第１号）、議案第97号　令和８年度鰺ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第１号）以上７件は、原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君）　次に、議案第98号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第98号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号　工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。

○議長(須藤一君)　次に、議案第99号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(須藤一君)　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第99号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(須藤一君)　ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号　鰺ヶ沢町公共下水道雨水ポンプ場設置条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長(須藤一君)　次に、諮問第２号及び諮問第３号の以上２件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(須藤一君)　ご異議なしと認めます。よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第２号及び諮問第３号を、原案どおり適任と判断すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(須藤一君)　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上２件は原案どおり適任と判断すべきものと決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（須藤一君）　日程第５。議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり９月１８日から１９日までに派遣することに決定いたしました。

○議長（須藤一君）　最後に、齋藤孝夫議員より災害に対する申し入れがあり、発言を許可いたします。

○10番（齋藤孝夫君）　はい、議長。

○議長（須藤一君）　齋藤孝夫議員。

○10番（齋藤孝夫君）　今回の12時間で225ミリという記録的な大雨による被害にあたり、町長はじめ職員の皆さんには休日を返上して、また昼夜を問わずその対応にあたったことに対し心より感謝申しあげるところであります。ご苦労様でした。

今回の災害はあまりに大きく、長期的な対応、取組みとなります。国、県の力を借り早期に復旧しなければならない事案がたくさんあります。ぜひ、町長の手腕を発揮していただきたいと思います。いずれにせよ長期的対応となりますので、一丸となって今後も頑張っていただきたいと思います。

今までの迅速な対応に対し感謝申し上げます。これからが正念場ですので頑張ってください。これは議員全員の意見であります。

以上です。

○議長（須藤一君）　齋藤議員の発言を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（須藤一君）　以上をもって、本定例会の日程は全部議了いたしました。

令和８年鰺ヶ沢町議会第３回定例会は、これにて閉会いたします。ご苦労様でした。

（午前１０時２９分）